

千葉県入札監視委員会平成24年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成25年3月4日(月)千葉県自治会館第1・2会議室	
委員	小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) ○ 服部 岑生(千葉大学名誉教授) 藤井 一(弁護士) ◎ 丸山 英氣(弁護士) 柳 久之(社団法人日本経営協会) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 委員長代理	
審議対象期間	平成24年4月1日～平成24年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に13件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に9件(13者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p>審議事案概要</p> <p>○ 低入札の対象になったものは、ほとんど契約に至らないが、他の都道府県の状況が分かったら教えて下さい。</p> <p>○ 一概に同じではないのは、どういう理由があるのでしょうか。みんな難しいならわかるが、運用の仕方によって契約率に変動が出る違いがあるとしたら、千葉県でも取り入れることができないのかと思うがどうか。</p> <p>○ ネットの書き込みには、県の仕事は低入札が通らないが、国の仕事は、結構通るから頑張る価値があるというような書き込みを見たことがある。 国での低入札の扱いを見たことはあるか。 あるとしたら、県と比較してどうでしょうか。</p> <p>○ 入札制度は、全国の自治体が行っているが、自治体同士で情報提供しあうシステムは無いのか。</p>	<p>○ 千葉県と同じように90%以上が落札出来ていない県や、落札できる件数が多くなっている県など、それぞれの県の運用状況によりいろいろであり、一概に同じではない。</p> <p>○ 落札に至っている県の状況は分からないが、千葉県と同様に90%以上落札出来ていないのは、運用の要領に基づき忠実に実施しているからであると考えます。</p> <p>○ 国は、ランクを分けている。 特別重点調査というのを設けている。 特別重点調査については、ほとんど落札できない状況である。</p> <p>○ システムの様な形では出来ていない。 国の制度があつて、標準約款やスタンダードなモデルを各自治体がアレンジする形で制度を作っている。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ モデルが国から示され、これを基本とするのは構わないが、運用を各自治体が行っていく中でまずい点やうまくいった点などのやり方のノウハウについて情報共有はしていないのか。</p> <p>○ そういった場では、低入札をどうしているかという話は出ないのか。</p> <p>○ 毎回ここでは低入札を拾い上げられないかという話をしているが、皆さんが集まる全国的な会議では、逆方向の話に進んでいるようで、違和感があるというのが正直な感想である。</p> <p>○ 落札率は下がる方向の方がいいと考えているがどうか。</p> <p>○ 工種別落札率一覧で、どの期間が見直し後の落札率になるのか。</p>	<p>○ 関東地区の発注機関が集まる会議は、年2回程度行われている。 こういった場で、情報共有することはある。</p> <p>○ 国は、ダンピング対策には力を入れている。 県としても、低入札価格調査についても厳正に行っていくスタンスである。</p> <p>○ 国は、平成23年4月に低入札調査基準価格の算定式を見直した。 それまでは85%位が調査基準価格となっていたが、その近辺での案件の工事成績があまり良くないことから現場管理費率の見直しを行い87%位になった。 県も平成23年8月から導入した。</p> <p>○ 今回と前回が見直し後の適用期間になる。 前年同期は、見直し前と後が混ざっている。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 落札率はだんだん上がっているように見えるが、調査基準価格が上がっていることが落札率の上昇に関係しているのか。</p> <p>○ 総括表で、総計1,483件中一般競争入札が133件と、1割近くが一般競争入札を行っているが、参加者が少ないのは2者というのが先ほどあったが、最大の申込者数はどのくらいいるのか。</p> <p>○ 少ない案件については、要件が厳しいからか、或いは、条件と合致する者が相当数いたにもかかわらず少ないのかは分析しているのか。</p> <p>○ 低入札価格調査実施案件一覧表で、一般競争入札で参加申請があった者が実際の入札には参加していない状況が、いくつかあるが、その理由についてはわかりますか。</p> <p>○ 審議事案一覧の随意契約の1番金額が高い案件について、経緯がわかったら教えて下さい。</p>	<p>○ 調査基準価格は2%位上がることになったが、それが入札価格にどの位影響しているかは定かではないが、トータルとしては多少上がっているのでは、その辺は影響があるのかなと思われる。</p> <p>○ 最大で22者申し込みがあった案件もある。 少ないものでは、1者しか集まらなかったケースもある。</p> <p>○ 県では、要件を設定するときに参加見込み業者数として20者以上確保しているため、参加条件が厳しいということはない。</p> <p>○ 10日間の公告期間後の3日間の受付期間では、参加意思表示があったが、その後、資料の作成や見積りを行う間に技術者の状況等各社の事情により減ってきていると思われる。</p> <p>○ 放射性廃棄物の保管施設を早急に整備する必要があることから、緊急随契、5号随契を行ったものです。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【千葉県立美術館耐震改修機械設備工事】</p> <p>○ 特定JVというのは、あらかじめそういう組合せができていますか。</p> <p>○ 組む者が相手方を探すのか。</p> <p>○ 評価調書について、落札者の技術評価点130点のうち施工計画10点について、どういう理由で10点になっているのか教えてください。</p> <p>○ 評価基準については、技術的に評価できるものなのか。</p> <p>○ 数値について入っているのか。</p> <p>○ 総合評価に関する事項の表は、事前に公開されているのか。</p> <p>○ 技術評価点については、入札する企業は、入札する段階で知っているのか。</p>	<p>○ 公告時に組合せの要件を示し受付をし、資格があることが確認できた場合に名簿に登載することとなっている。</p> <p>○ 参加者が、個々に相手方を見つけることになっている。</p> <p>○ 施工計画については2項目求めており、落札者は、1項目について満点を取った。</p> <p>○ 提案内容について確認して技術的に評価できると判断して配点している。</p> <p>○ 数値など入っているものも入っていないものもある。 なお、これらの評価は、技術審査会に説明し了承をいただいている。</p> <p>○ 公告に載せており、事前に公開されている。</p> <p>○ 入札時点では知らない。 落札決定後公表している。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 失格判定基準の金額との比較について、失格判定基準に対してNGがでてということが、適正な施工ができないという判断になるのか。 業者は、算定式は知っているのか。</p> <p>○ 直接工事費の費目というのは、明示されているのか。</p> <p>○ 施工計画として提案されたものについて、実際の工事において実施しているかどうかはチェックしているのか。 チェックしているとしたら、どのように行っているのか。</p> <p>○ 減点となった例はあるのか。</p>	<p>○ 技術評価点については、0点が標準であり、設計書や標準仕様書に基づき、標準的にできるという評価である。 標準仕様書以上で効果が期待できる提案があった場合には、5点、あるいは10点加算して評価するのが全国的な総合評価の方式である。</p> <p>○ そのとおりである。 また、算定式は公表している。</p> <p>○ 金額抜きの参考内訳書を提示しており、これにあわせた金額入りの内訳書を提出してもらっている。</p> <p>○ 検査の時に、履行がされたかどうかをチェックしている。 実施されていない場合は、工事の成績点が-3点の減点となり、次の年の総合評価においても、-2点の減点になる。</p> <p>○ ある。</p> <p>○ 評価の対象としては、履行が確認できるものに対して加点している。 確認方法は、現場事務所の監督職員が、現地での確認や写真、データ等で履行を確認している。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 履行の確認ができないことを計画書に記載しても評価されないということか。</p> <p>○ 評価について疑問を持って、問合せがくることはないのか。</p> <p>○ 一般競争入札参加資格確認書について、構成員の1者が指名停止になったため参加資格なしとしているが、別の企業と組んで参加させることはできなかったのか。</p> <p>○ 施工計画の配点の内訳については、参加者自身の内訳の公開請求があっても公開しないのか。</p>	<p>○ そのとおりである。</p> <p>○ あるが、評価調書のみ公表としている。</p> <p>○ 構成員が指名停止になった場合には、別の構成員に替えて申請したい旨の申し出があれば受け付けることができることになっている。 今回は、参加者からの申し出がなかったため、不参加となった。</p> <p>○ 公開していない。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【小糸川地区 人見2号支線用水路工事】</p> <p>○ 開札調書について、無効3者、辞退1者となっているが、無効の3者について内訳書に不備があったということだがどういうことか。</p> <p>○ 無効となった3者は、これまでに一般競争入札に参加経験はあるのか。</p> <p>○ 3者は、承知して書類を作成していないのか。</p> <p>○ 無効でなければ安く仕事をしてもらうことができたはずなので、住民感覚としては、フォローの仕方を変えることによって税金を有効に使うことができる気がするので、一刀両断で切るのではなく発注者にとっても住民にとってもより良くできる方法を持っていてもいいのではないかという感想を持った。</p> <p>○ 総合評価方式は、入札参加者にとって事務量が増えることが中小企業にとっては負担になることから、中小企業対策を否定するような結果になっていないか。</p>	<p>○ 公告文の工事費内訳書の提出に関する記載のとおり、工事費内訳書には、項目、数量、単価、金額を明記することになっているが、不備があったため無効とした。</p> <p>○ ある。</p> <p>○ 承知してかうっかりしてかはわからないが、あくまでも公告文に記載されたルールに則って処理した。</p> <p>○ 県の発注方法では、5千万円未満が指名競争入札で、件数で、約9割となっている。他県に比べると金額が高い方であり、その他の1割位が一般競争入札となっている。</p> <p>県内中小企業の受注機会確保については、商工労働部局でも受注機会の確保の施策に取り組んでおり、総合評価の評価項目においても配慮している。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 総合評価の評価項目について特別な難しい提出書類はあるのか。</p> <p>○ 内訳書に不備があることと総合評価制度は関係ないことがわかった。 内訳書に不備があることで何かペナルティーはあるのか。</p> <p>○ 結果的に落札率が98%と高いことや、内訳書を故意に不備としたかも知れない者が3者、辞退が1者であることを考えると、参加者にとってうま味のない工事と判断したのではととることもできそうですが、予定価格の設定について考え直す点はなかったのか感じるがいかがか。</p>	<p>○ 特に難しいものはない。</p> <p>○ 特にない。</p> <p>○ 積算基準に基づいて積算しているので、不利益になるような工事とは思っていない。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案3 一般競争入札 【社会資本総合交付金（住宅）工事（道路改良工）】</p> <p>○ 指名業者推薦書の中にある、客観点数と主観点数の定義を教えてください。</p> <p>○ 格付けが同じなら総合点数による差別はないということでよいか。 点数で差別をつけることもあるのか。</p> <p>○ 談合情報に対する調査について書かれているのは談合情報の内容か。</p> <p>○ 情報提供者からの情報の中には、この情報はなかったのか。</p> <p>○ 情報提供者は、確認できているのか。</p> <p>○ 入札方法を一般競争入札に変えた後も応札者はほとんど変わっていないが、偶然なのか。</p> <p>○ 一般競争入札に変更して、新たに参加した企業は、管内の企業か。</p>	<p>○ 客観点数は、全国統一の経営事項審査の評価点で、技術者数や経営状況を点数化したもので、主観点数は、県独自の基準による点数である。</p> <p>客観点数と主観点数を合計した総合点数で等級を決めており、土木一式では、1,080点以上がA等級、それ以下がB等級など、A B C Dの4ランクに決めている。</p> <p>○ WTO案件の場合は、名簿に登載されていない企業も参加できるよう、経営事項審査の結果による客観点数のみで資格設定することがある。</p> <p>○ 違う。事情聴取を行った時に確認した内容である。</p> <p>○ 情報としてあったのは談合情報報告書にある落札業者と落札金額である。</p> <p>○ できていない。</p> <p>○ その様に理解している。</p> <p>○ 管内の企業である。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 指名競争入札での指名業者と、一般競争入札に変更した時の参加者を比べると、指名されていた4者が参加していないが、その後の状況について、何か情報は得ているか。</p> <p>○ 一般競争入札で、1者が新たに参加しているが、指名の時に入っていないことについて、選定理由はどういうことか教えてください。</p> <p>○ 開札調書について、落札価格が最低制限価格と約400円差とかなり近くなっている。 3千万円位になるとぎりぎりのところになるのはありうるのか。</p> <p>○ 談合があったのかなかったのかというのは判断が難しいが、業者はもっと他にもたくさんいるわけだから、情報として名前が挙がっている業者には、入札の参加を控えるようなことを要請するように運用することはできないのか。</p>	<p>○ ない。</p> <p>○ 指名にあたっては、Aクラスに加えて現場に近い市内に本店があるBクラスの業者を選定した。 新たに参加した1者は、管内だが、どちらかというところから遠いことから選定されなかった。</p> <p>○ 本工事は、予定価格が公表されている。ぎりぎりのところで入札しているが、入札の結果であり問題ないと思っている。 今回の工事は、一般的な道路改良工事であり特殊な工種もなく積算は困難なものではない。以前にも、同種の工事内容のもの発注しており、それらが積算の参考になっていると思われる。 また、積算には市販のソフトを使用しており、その精度が高くなってきているということもある。</p> <p>○ 談合情報の確度が高いかどうかわからない中で、入札参加をさせないというのは難しいと考える。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 参加させないのが難しいことは分かるが、業界団体等に自主規制的にやってもらうようなことをお願いすることはできないのか。</p> <p>○ なるべくクリーンなやり方、クリーンな結果であったかを考えなくてはいけない。なんでもかんでもこれは怪しいなという情報があった場合に、自主的に控えるようなことを、業界のモラルとして誘導していくことができないのか。</p> <p>○ この制度は、談合情報に対して無力である。その中で少しでも改善しようと思ったらある程度の合理的なものがあつたら一歩踏み込んでいかないとならない。意味がないことで強制的に排除することは難しいが、自主規制的なものが何かできないかと考える。</p> <p>○ 指名競争入札の時と一般競争入札の時では、予定価格が変わっているが、なにか変更があつたのか。</p> <p>○ 指名されていた業者が一般競争入札に参加していない理由を聞き今後の指名の参考にするなど、トラブルを何か今後に生かすことを考えたらどうかという印象を持った。</p>	<p>○ 地元の企業は、地域に精通し、地域貢献や災害時に活躍しており、これらの業者に対して、自主的に控えさせることが、公共工事を実施するうえでいいことかどうかは、判断を要することだと思う。</p> <p>○ 情報が、ライバル会社を参加させないためなど、邪魔をするための情報の可能性もある。情報の信憑性を見極めるところに難しさがあることにご理解いただきたい。</p> <p>○ 談合情報マニュアルの見直しや指名停止期間の延長など、談合した場合のペナルティーは、強化している。これらが、抑止力として作用していると考えている。</p> <p>○ 年度が変わり、単価が変わったため、予定価格に違いが生じた。</p> <p>○ 今後、必要があつたら聞き取りをするなど、検討したい。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 今回は発注方法を変更して入札を行ったが、以前は、指名業者を入れ替えて入札をやり直したことがあったと思うがどうか。</p>	<p>○ 平成20年9月に談合情報対応マニュアルの大幅な見直しをした。 これ以降、入札方式を指名競争から一般競争に変更することとなった。 それ以前のマニュアルでは、指名業者を入れ替えてやることとなっていた。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案4 指名競争入札 【千葉県立八千代東高等学校管理特別教室棟外壁補強改修工事】</p> <p>○ 12者の指名業者のうち、10者が辞退し、残る2者も100%でなければ受注したくないという入札結果だが、何か問題があったのではないかと推測してしまふ。 学校の工事ということで、いろいろ制約があつてうま味がないとか、施工時間帯については、どう考えているのか。</p> <p>○ 施工業者から苦情等は入っていないのか。</p>	<p>○ 予定価格を事前公表しているため、落札率が100%となっている。予定価格は、県の積算基準に基づき出しているのが正当なものと考えている。</p> <p>○ 辞退届が出ている。理由は、技術者不足が2者、手持ち工事が多く受注困難が3件、会社の都合が5者となっている。</p> <p>○ はい、ありません。</p> <p>○ 工期は、8月15日から10月31日までとなっている。 8月中は夏休みなので1日中施工できる。9月からは学校が始まるため、土日が音の出る工事、平日はできるだけ音が出ない内容としている。 工期を設定すると、経費は自動計算されるので問題ないと考えている。</p> <p>○ 特に入っていない。</p>

意見・質問	回答
<p>○ この工事の発注工種は建築一式、格付けがCとなっている。 指名業者としてCが5者、Bが7者となっているが、指名業者選定基準上は問題ないのか。</p> <p>○ 千葉県の基準では、当該等級が半数以上で半数を超えない範囲で直近上位又は直近下位を加えることができる、というようなルールはないのか。</p> <p>○ 12者指名しているが、10者辞退し結果的に2者しか入札していない。 競争としての実効性がない気がする。 指名業者を指名するときに、例えば、補充する業者を指名する、辞退者が出たときのために予備的に確保することはできないのか。</p> <p>○ 業者を選定する時に12者しか適当な業者がないから12者指名しているわけではなく、それ以上にいるわけだから辞退者が出たときに埋め合わせをする業者をあらかじめ設定しておいて、そういう事態が起きたときに業者数を12者に近づける方策をとることができないのかということをお願いしたい。</p> <p>○ 入札参加者の数を入札手続きの途中からでも増やすことができるような方法を考えてはどうかお願いしたい。</p>	<p>○ 基準ではCだが、技術的適正を考慮してBを加えた。</p> <p>○ 本来の等級をおおむね半数以上確保することを原則としているが、困難な場合はやむを得ないとしている。</p> <p>○ 指名業者選定基準では、指名業者数は、予定価格が1千万以上では12者以上、1千万円未満では9者以上となっている。 増やすとなるとどこまで増やすかというときに恣意的なところが出てくることが懸念されるというところから増やすことはしていない。</p> <p>○ 不調になった場合は、メンバーを入れ替えてやり直すことはあるが、補充することは制度として難しいと思う。</p> <p>○ ご意見はわかりました。意見を踏まえ勉強していきたい。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 今回は、耐震改修工事であるが、改修と新築とでは、得意とする建築業者は違う。</p> <p>改修工事は、専門性が高いので、よく考えた方がよい。</p> <p>今回は、改修設計を実施しているということではどうか。</p> <p>入札参加者が少ないという理由は、安いということもあるかも知れないが、工事そのものに慣れていなくてやりにくいということもあると思う。</p>	<p>○ 耐震診断を行った結果、耐震性能を満たしていたため耐震設計を行っていない。</p> <p>今回は、改修設計を行って、工事を発注した。</p> <p>今後の発注にあたり参考にさせていただきたい。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【栗山浄水場一抔3号沈殿池攪拌装置整備工事】</p> <p>○ 随契理由が曖昧に聞こえる。 何基かある攪拌装置のうち1基を取り外し、他のものに置き換える工事ということだが、デジタル関係の情報機器だと既存の機器と密接な関係があるという理由はわかるが、この場合、業者を替えられる、競争させるいい機会だったと思うがどうか。</p> <p>○ 全体的に撤去できるのであれば、新式の装置を入れることもできるのだからから、更新の仕組みを持つような随契となるように考えていただきたい。</p>	<p>○ 今回入れ替える装置は、沈殿装置全体の中では非常に小さな部分であるが、全体として既設の機器とのつながりのある部分だが、設計者にしか知り得ない情報があるということで、特命随契とした。</p>

委員講評

- 低入札については、事務局の考えている方向性と、私たち委員が考えている方向性が違うと感じた。

なぜ、低入札についてこれだけ言うかということ、企業がコストを下げようとする努力をすることをしなくなることを一番心配している。

ダンピング対策も大切だが、そういう努力をしなくなることを心配して、これだけ議論しているということを頭の片隅に置いておいていただけるとよいと思う。

- 質問の中でいくつか言わせていただいたが、事象なりトラブルを今後どう活かすかが大切である。

仕方がないではなく、どうやったらそういう事態を防げるかを考えていって欲しい。

- 低入札については、低入札になったら沢山の書類を出すのが大変だからとあきらめるのはもったいない。低入札で落札したら、メリットを与えるようなアイデアがないかなと思った。

談合については、皆さんは、談合だということが確認されることが大前提というスタンスだが、私は、確認までできていない状況で何かできないかというスタンスであり、話が噛み合わなかった。

- 皆さんががんばっているのは承知したうえで申し上げさせてもらおうと、もう少し、県のお金を使うことについて、いいものを作ることについて啓発できる機会だと思うが、うまくできていないと思う。

業者への啓発もできると思う。努力をお願いしたい。

- 今回もイレギュラーなものがいくつかあった。

談合情報のあったものは、情報のあった業者が最低制限価格ぎりぎり落札していた。

また、予定価格と同額での落札の事案もあった。

議論の中に改善の糸口、ヒントがかなりあると思う。

是非、意見を参考にさせていただき、少しでもよい制度ができればと思う。